

東京ガスTESメンテナンスサービス契約 約款

東京ガス株式会社

お申し込みの際は、東京ガスTESメンテナンスサービス契約約款(本紙)を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約申込書へのご記入をお願い申しあげます。

(対象)

第1条(1)東京ガスTESメンテナンスサービス契約(以下「本契約」といいます。)の対象機器(以下「契約対象機器」といいます。)は、東京ガス株式会社(以下「弊社」といいます。)または東京ガスライフバル、エネスタ、エネフィット(以下「委託取引先企業」といいます。)が販売した東京ガス温水システム(TES)保証書に記載の保証期間(以下「保証期間」といいます。)満了後から設置後15年以内の東京ガスTESの熱源機(ハイブリッド給湯器含む)、およびその熱源機に接続された保証期間中を除く設置後15年以内の東京ガスTESの放熱器(床暖房・浴室暖房乾燥機・エアコン・暖房専用機等)とします。ただし、弊社が通常取り扱っていないナショナルブランド機器(※)を除きます。

※ナショナルブランド機器とは、メーカー各社のブランドマークが入ったガス機器のことです。

(2)配管設備(暖房・追焚・給湯・給水)、エアコンドレン配管、冷ばい配管、エアコン空気清浄フィルター、信号線、ハイテクボット、食器洗浄器などの一部機器および床暖房仕上材は契約対象機器に含みません。

(3)東京ガス供給エリア(※)にて弊社がガス小売事業者となるガス小売契約を締結している方が本契約にご加入いただけます。ただし、他事業者が所有する導管(本支管および供給管)を通じて供給される弊社ガスをご利用の場合は、本契約にはご加入いただけません。なお、現在契約締結のお客さまの再申込においては、この限りではございません。

※東京ガス供給エリアについては、東京ガスお客様センターワーまでお問合せください。

(目的)

第2条 本契約はご契約者、ご使用者(以下両者をあわせて「お客様」といいます。)が、契約対象機器をより安心してご使用できることを目的とします。

(メンテナンスサービス契約の内容)

第3条(1)弊社は、契約対象機器に故障が発生し、その旨の連絡を受けた場合は、往訪し、点検・修理を行います。

(2)弊社は、本契約期間内(申込書のご契約期間)に、契約対象機器にガス漏れ、水漏れ、その他異常がないかの点検(以下「保守点検」といいます。)を年1回行います。

(3)保守点検実施日については、メンテナンスサービス契約料金(以下「料金」といいます。)の入金があったことを弊社が確認できた後に、お客様と協議のうえ決定いたします。

(4)保守点検実施日にお客さまが不在の場合は、往訪した旨をご不在票等の投函でお知らせします。この場合は、お客様から弊社にご連絡いただき、保守点検実施日を決定いたします。なお、ご契約期間内にご連絡をいただけない場合は、保守点検ができない場合がございます。

(5)本契約の履行時には、必要な電気、ガス、水をお客さまに提供していただきます。また、必要な範囲内で弊社がお客様の敷地内、建物内に立ち入ることについてご承諾いただきます。

(業務の委託)

第4条 弊社は、前条の業務を弊社の委託取引先企業に委託できます。

(点検・修理・買替特典)

第5条(1)契約対象機器について本契約期間内に故障が発生し、弊社が点検・修理を行った場合、その費用(出張点検料、技術料、交換部品代(空気清浄フィルター等の消耗品を除く)、および別途料金(駐車場代、出張点検料に係る休日割増料金等))は、無償となります。

(2)お客様が所有している契約対象機器以外のガス機器(契約対象機器と同一のガスマーターで使用するガス機器に限ります。)に故障が発生し、弊社が点検・修理を行った場合、

その費用(出張点検料、技術料、交換部品代(空気清浄フィルター等の消耗品を除く)、および別途料金(駐車場代、出張点検料に係る休日割増料金等))のうち、上限額(税込み3万円)までは無償となり、その超過分はお客様に負担いただきます。また、非安全型機器(安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストーブ、CF式ふろがま、またはCF式湯沸器をいいます。)、弊社が部品入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコーチェネレーションシステム(発電ユニット・貯湯ユニット等)、家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム(発電ユニット・貯湯ユニット等)、ガス住棟セントラル暖冷房給湯システム、GHP等業務用機器、国内メーカー製造の機器でない機器、日本ガス機器検査協会(JIA)の認証がない機器、高所や狭所など通常作業が不可能な場所に設置されている機器の点検・修理の際は、出張点検料が無償となり、その他の費用はお客様に負担いただきます。

- (3)①項の規定にかかわらず契約対象機器のうちの熱源機が設置後10年を経過している場合は、その熱源機を含む契約対象機器については、交換部品代のうち税込み3万円までは無償となり、その超過分はお客様に負担いただきます。
- (4)お客様が、熱源機を弊社または弊社の委託取引先企業から買い替えた場合、前項の年数は買い替えた日から新たに起算します。
- (5)お客様が、放熱器のみを弊社または弊社の委託取引先企業から買い替えた場合は、(3)項のとおりとします。
- (6)次の各号の故障等に対する点検・修理はすべて有償となります。
- ①お客様、または第三者の故意、過失または不当な取り扱いにより生じた故障
 - ②お客様が弊社の承認を得ずに契約対象機器を改造し、または弊社指定の部品以外の部品を使用して生じた故障
 - ③お客様が弊社の承認を得ずに契約対象機器を移設して生じた故障
 - ④契約対象機器の故障により他の財物に生じた故障もしくは損傷等
 - ⑤温水搬送部材の経年劣化による損傷等
 - ⑥異常電圧、天災地変(暴風雨・雷・地震・浸水・雪等)等不可抗力により生じた故障
 - ⑦前記各号の修理を弊社以外が行った場合に、その修理作業に起因し生じた故障
 - ⑧お客様にて取り替え可能な消耗品類(電池、五徳、焼き網、排気パネル、フィルター等)や別売品等に起因する不具合
 - ⑨点検・修理の保証は、弊社または弊社委託取引先企業に修理の依頼連絡をいただいた場合にのみ適用されます。
 - ⑩補修部品のメーカー保有期間(原則として販売中止後10年ですが、部品によりその期限は異なります。)を過ぎ交換部品が入手不可能な故障は修理できません。
 - ⑪メーカー保証等、本契約以外の保証等がある場合には、当該保証を優先的に適用するものとします。
 - ⑫買替特典は、契約対象機器と同一ガスマーター内にある、ガス機器または温水端末機器の故障時に、以下のいずれかに該当し、かつ修理を行わない場合において、修理保証の代替として買替時の費用の一部を弊社が負担するものです。
 - ①⑧項に該当する場合その他弊社が修理不能と判断した場合
 - ②修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなる場合等、修理に経済的合理性がない場合
 - ③安心・安全の観点からのお客様のご意向および弊社のガス事業者としての社会的責任・使命等から総合的に考慮して、弊社が買替が最適と判断した場合
 - ⑭修理保証が適用された場合には買替特典は適用されません。

(12)買替特典は、買替の際、弊社または弊社委託取引先企業から新たな機器を購入する場合(ただし、東京ガスのWeb販売サイト「東京ガスの機器交換」からの購入を除く)であり、かつ、故障した機器と新たに購入する機器が弊社が定める次の基準で同一の商品群に分類される場合にのみ適用されます。

- ①温水・給湯機器(例:TES熱源機、湯沸器、風呂給湯器等)
- ②厨房機器(例:ガスコンロ等)
- ③暖房・乾燥機器(例:床暖房、エアコン、暖房専用機、浴室暖房乾燥機、ガス衣類乾燥機、ファンヒーター等)

(13)弊社が買替特典で負担する金額(税込み)は次のメーカー希望小売価格(税込み)に応じて、それぞれ次のとおりです。ただし、実際の購入価格を上限とします。

メーカー希望小売価格(税込み)	特典額(税込み)
① 1万円超、10万円以下の場合	1万円
② 10万円超、30万円以下の場合	3万円
③ 30万円超の場合	5万円

※家庭用燃料電池コーポレーティョンシステムについては、発電ユニット・貯湯ユニットを含むシステム全体に対して5万円

※オープン価格の機器は、弊社が定める基準に基づいた額(弊社ホームページの別表を参照)

(14)買替特典は、故障した対象機器1台につき1回限り適用されます。複数機器への買替をされた場合、新たに購入された機器のうちメーカー希望小売価格が最も高額な商品1台の同価格を基準として、1台分の買替特典を適用します。

(15)買替特典の提供は以下の各号の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ①最初に修理訪問のお申し込みをいただいた日が、本契約開始日の翌月同日(翌月に該当する日が存在しない場合は翌々月1日)以降であること。
- ②最初に修理訪問のお申し込みをいただいた月の翌月を1ヶ月目とした3ヶ月目(エネファーム等の買い替えについては、12ヶ月目とします。)の月末までに買い替えた機器の設置が完了したもの。

(16)(6)項に定める故障の場合には買替特典は適用されません。

(メンテナンスサービス契約期間)

第6条 本契約の契約期間は次のとおりとします。

- (1)本契約開始日は、契約申込書記載の契約開始日とします。ただし、契約申込書は本契約開始日までに弊社へ到着するよう送付ください。本契約開始日より後の日付でお申込日(ご記入日)をご記入された場合、契約開始日はお申込日(ご記入日)といたします。ただし、契約開始日をお申込日にすることにより契約料金が変更になる場合は、契約をお受けできません。
- (2)本契約終了日は、契約申込書記載の契約開始日の前日から起算して1年経過した日の属する月の末日とします。
(例)・「1月1日開始」の場合→当年の「12月末日」まで
・「1月2日開始」の場合→翌年の「1月末日」まで

(メンテナンスサービス契約料金)

第7条(1)弊社は、本契約期間開始にもとづき、直接またはガス取次店を通じてお客様に料金を請求させていただきます。

(2)料金は、「月払い」の場合毎月お支払いいただきます。また、「年払い」および「年額一括払い」の場合は、料金の全額を一括してお支払いいただきます。

(3)料金は、契約申込書記載の料金になります。

(メンテナンスサービス契約料金のお支払い)

第8条(1)料金のお支払い方法は、以下からお選びいただけます。

- ただし、弊社以外の事業者(弊社のガス取次店を除く)とガス供給契約を締結されているお客様は、払込票による年払い(「年額一括払い」)のみとなります。
- ①「月払い」の場合、支払期限、支払方法は次のとおりとします。
ア.新規加入時の1回目の料金は、本契約開始月分または翌月分の東京ガスのTESご使用場所ガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法でお支払いいただきます。

イ.前号において翌月分のガス料金と同一の期限・方法でお支払いいただく場合には、本契約開始月の料金を合わせてお支払いいただきます。

ウ.2回目以降の料金は、各月の料金を各月の東京ガスの

TESご使用場所ガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法でお支払いいただきます。

②「年払い」の場合、支払期限、支払方法は次のとおりとします。

ア.新規加入時の1回目の料金は、本契約開始月分または翌月分の東京ガスのTESご使用場所ガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法でお支払いいただきます。

イ.本契約を更新された場合、次年度以降の料金は、本契約更新月の東京ガスのTESご使用場所ガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法でお支払いいただきます。

③「年額一括払い」の場合、支払期限、支払方法は次のとおりとします。

ア.本契約開始後に弊社よりご郵送する払込票に記載されている支払期限までに、払込票にてお支払いいただきます。

イ.本契約を更新された場合、次年度以降の料金は、本契約更新月に弊社よりご郵送する払込票に記載されている支払期限までに、払込票にてお支払いいただきます。

(2)本契約期間途中での料金のお支払い方法の変更はできません。

(解約等)

第9条(1)「月払い」については、1回目の料金を、「年払い」および「年額一括払い」については一括料金を、各々の支払期限までにお支払いいただけない場合、本契約は解約となります。

(2)お客様は契約期間途中での解約はできません。ガス供給契約を弊社以外の事業者(弊社のガス取次店を除く)へ切り替えた場合も同様です。

(3)弊社は、次の場合は本契約を催告なしに解約することができます。

①「月払い」の場合2回目以降の料金を支払期日までにお支払いいただけないとき

②お客様の転居による契約対象機器設置場所における弊社とのガス使用契約の解約およびその他本契約を継続する意味がなくなったとき

③お客様が契約対象機器の差押、仮処分を受け、または競売、破産等の申し立てを受けたとき

④本契約のご契約者とガスご使用者が同一の場合に限り、弊社が請求するガス料金の支払遅延によりガス供給停止となったとき

(4)「年払い」および「年額一括払い」のお客さままで前項②、③、④にもとづき本契約を解約させていただく場合、すでにお支払い済みの料金のうち解約日が属する月の翌月から本契約期間満了日までの期間分に相当する料金を月割りで算出し返金します。

(5)(2)項の定めにかかわらず、お客様が契約対象機器の熱源機を取り外したときはお客様からのお申し出により本契約を解約させていただき、前項に準じて料金を返金します。

(お申込みの撤回または解除について「クーリング・オフ制度」)

第10条(1)お客様が訪問販売又は電話勧説販売でお申込みされた場合、お申込み内容を記載した書面を受け取った日からその日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回又は契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができるものとします。

(2)お申込みの撤回等は、書面又は電磁的記録による通知を発信した時に効力が生じます。

(3)クーリング・オフを行う場合は、その旨を弊社まで書面又は以下ウェブサイトよりお知らせください。お電話での受付はできませんのでご注意ください。

①書面の場合

簡易書留での送付をおおすすめします。(8日以内の消印有効)

(郵送先)東京ガス株式会社

〒163-1059 東京都新宿区西新宿3-7-1

新宿パークタワー 私書箱8112号

②ウェブサイトの場合

以下URLにお申込みください。

(申込先)<http://cooling-off.tg-energy.jp>

〈記載内容〉

- お客様の氏名、住所、取扱担当店名、お申込み日
又はご契約日、お申込みの撤回等をする旨
- (4)本条に基づくお申込みの撤回等の場合、お客様は損害賠償又は違約金の負担はないものとします。また、料金をお支払い済みの場合は、弊社は速やかにその全額を返還するものとします。
- (5)第1項に定める期間を経過した場合、お申込みの撤回等としての取扱いはできません。

(メンテナンスサービス契約の更新等)

- 第11条(1)契約期間満了の1ヶ月前までに弊社またはお客様のいずれからも終了の意思表示がなされない場合、本契約期間満了日の翌日からさらに1年間更新され、以後もこれに準ずるものとします。
- (2)契約対象機器のうち放熱器が設置後15年以内であっても熱源機が設置後15年を経過している場合は、その熱源機を含む設備機器については本契約の更新はできません。なお、放熱器が設置後15年を経過しており、熱源機が設置後15年以内の場合は、熱源機のみを更新後の契約の対象機器とさせていただきます。
- (3)弊社は本契約の更新にあたって、料金および契約内容を変更することがあります。この場合、本契約期間満了の2ヶ月前までにこの旨および変更後の本契約の内容を文書で通知し、または弊社ホームページ(URL: <https://www.tokyo-gas.co.jp>)に掲載してお知らせします。新料金および新しい契約内容による本契約の更新をご承諾されないときは本契約期間満了の1ヶ月前までに弊社までお申し出いただきます。
- (4)本契約を更新されなかった場合、本契約期間終了後における当該契約対象機器等の点検・修理につきましては、その費用(出張点検料、技術料、交換部品代、および別途料金)はすべて有償となります。

(メンテナンスサービス契約の変更)

- 第12条 弊社は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、お客様の了承を得ることなく、本約款を変更する場合があります。この場合、弊社は、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、文書で通知し、または弊社ホームページ(URL:<https://www.tokyo-gas.co.jp>)に最新の本約款を掲載することによってお客様にお知らせします。変更の効力発生日以後の東京ガスTESメンテナンスサービス契約の提供条件は、変更後の本約款によります。

(反社会的勢力との関係排除)

- 第13条(1)お客様および弊社は、本契約申込時および将来にわたり、自己、自己の役員若しくは自己の重要な使用人(以下、「自己等」といいます。)または経営を実質的に支配する者が、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)でないこと、自己等が反社会的勢力の威力等を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供する等その維持運営に協力等しないこと(ただし、法令により取引が義務付けられているものは除く)、および法的な責任を超えた不当な要求等(準ずるものを含む)をしないことを表明保証します。
- (2)お客様または弊社は、相手方が前項に違反した場合は、何らの催告を要せずに本契約の全部または一部を解除することができます。
- (3)お客様または弊社は、相手方が(1)項に違反したことにより損害を被った場合は、相手方に対し、当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できます。また、被解除者が本契約の解除により損害を被ったとしても、解除者はこれによる一切の損害賠償を要しません。

(規定外事項)

- 第14条(1)本約款の各条項に疑義が生じた場合または本約款に定めのない事項については、その都度お客様と弊社とで誠意

を持って協議のうえ解決します。

- (2)本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

1. 本約款は、2024年4月1日から適用します。なお、本約款の適用開始日前に本契約が成立した場合も、本約款を適用するものとします。
2. 消費税が変更となった場合、金額が変動する場合がありますのでその際は東京ガスホームページをご確認ください。

お客様個人情報の取扱いについて

1.お客様情報の利用目的

弊社においては、お客様の個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業(エネルギーの調達を含む)、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産業、教育支援業およびこれらに附帯する事業並びに関連するアフターサービスの提供および上記各種事業に関するお知らせのために利用するものとします。

弊社は、各種事業を円滑に遂行するため、金融機関、情報処理会社、関係会社、委託取引先企業、契約対象機器製造事業者等に業務の一部を委託することができます。その場合、委託先を適切に監督することにより、提供した個人情報が受託の目的の範囲内で、安全かつ適切に利用されるよう努めます。なお、個人情報の利用に当たっては、公正競争の確保に十分配慮するものとします。

個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページ(<https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/>)に掲載いたします。